

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（川内原子力発電所第1，2号機及び玄海原子力発電所第3，4号機 設計及び工事計画（A型及びB型燃料体））【4】」

2. 日時：令和3年5月27日 16時30分～17時55分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

関企画調査官、仲管理官補佐、鈴木主任安全審査官、西内安全審査官

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力工事グループ副長◎ 他6名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 説明事項リスト
- ・資料2 確認事項リストに対する回答
- ・資料3-1 川内原子力発電所第1号機 設計及び工事計画認可申請書【A型燃料集合体】補足説明資料
- ・資料3-2 川内原子力発電所第1号機 設計及び工事計画認可申請書【B型燃料集合体】補足説明資料

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:05	原子力規制庁ニシウチスがこれから当九州電力の営業仙台とあと玄海原子力発電所の設計及び工事計画認可へと燃料体に係る申請のヒアリングを始めたいと思います。よろしくお願ひします。
0:00:20	九州電力のほうから説明をお願いします。
0:00:28	九州電力のイケダでございます。本日は、IAEA玄海仙台の燃料体設工認の耐ヒアリングということになります。本日御提出しております資料につきましては、3種類ございまして、資料1といたしまして、
0:00:44	ヒアリングでいただいたコメント等をまとめました説明事項ですと、あと資料2といたしまして玄海3号申請書に対する確認事項をまとめております。資料3、
0:00:58	資料3-1と3-2で補足説明資料を
0:01:05	つけております。まず資料1位から御説明いたしまして、資料3-13-2はその関連でございますので、あわせて御説明をしたいと思ひます。それではまず資料1のほうからご説明したいと思ひます。
0:01:23	します。
0:01:24	九州電力のオキツよろしくお願ひいたします。
0:01:27	まず、資料1の説明事項リストNo.5について説明させていただきます。はい、建設課長としては全体、B型になります。
0:01:37	説明項目として燃料被覆材の設置許可との整合性及び設工認との整合性についてということですが、
0:01:45	これについて、
0:01:47	本設工認申請対象の燃料費財務省しているジルコニウム基合金について設置許可安全審査及び設工認の実行の
0:01:57	午前について補足説明資料7-2でまとめております。
0:02:01	具体的には資料3-1ですと各説明資料7-2と。
0:02:09	人下のページ見ますと、(3)-1-25ページでございます。
0:02:17	まず(3)-1-27ページで概要と整理結果を書いております概要については、設置許可と安全審査資料税率工認の記載事項を整理しました。
0:02:31	整理結果を表1に示しますということで次のページから表1に、
0:02:36	失敗になります。
0:02:38	一番左に設置許可の本文及び添付添付書類8の記載事項を書きましてその右に安全審査資料の右に設工認の記載事項を書いております。
0:02:52	屋外で書いてある通り黒枠部については、設置許可と設工認の整合箇所。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:00	だけ全部と枠の令和車については、安全審査と設工認の整合箇所ハッチングについてはA型燃料集合体に関わる地帯というふうに整理しております。
0:03:13	こちら等を整理した結果、変わったところにつきましては備考にほぼその理由を書いております。
0:03:23	整理した結果、整合性については問題がないことを確認しております。
0:03:29	その後同様に資料 3-2 につきましては、AとB型燃料集合体について整理しております整理した結果、こちら問題のないことを確認しております。
0:03:43	続きまして程度戻りまして資料 1-No.6 について説明させていただきますと、燃料被覆材の技術基準規則第 23 条への適合性についてですが、
0:03:54	今後設工認申請対象の燃料被覆材に使用しているジルコニウム基合金について基準に規定されたジルカロイ一方と同等の物理的施設及び核テキスト有していることを補足説明資料 7-1 に、設置許可段階からの確認内容を示しております。
0:04:12	なお燃料集合体に係わる技術基準規則第 5 条への適合性については、補足説明資料 8 に
0:04:19	耐震性に関わる評価内容及び本申請における説明内容を整理しております。
0:04:26	具体的に補足説明資料 7-1 の説明をさせていただきます。資料 3-1。
0:04:33	いまして、ほぼ
0:04:36	右下、Aと 1-15 ページからになります。
0:04:43	めくっていただいて右下 I-17 ページから説明させていただきます。まず概要についてですが、設置許可の 15 条第 5 項、技術基準で言いますと第 23 条の 1 項において、地理的及び化学的性質保持され、
0:04:59	ことが要求されており、液状にその具体的な評価が規定されております。
0:05:05	今回の申請の燃料体の燃料ではです燃料被覆材には、
0:05:11	べき基準に規定されたものとは異なるジルコニウム基合金を使用しておりますので、事故に合金とジルカロイレポート。
0:05:22	等々の物理的及び化学的性質を有していることを、設置許可段階から確認しております。
0:05:29	本資料では、前項に合金 15 条第 5 項と別基準規則第 23 条 1 項への適合性に係るちゅうか段階からの整理なり、
0:05:39	県内を整理しておりますのでいかにその整理内容をお伝えしております。
0:05:45	2 ポツについてまず 2 ポツ 1 の表 1 についてですが、こちらA棟設置許可 15 条第 5 項の技術基準規則第 23 条 1 項に物理的性質確定してですが、書いておりますので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:59	あと、それを細かく分けたときに、また放射線性先方安定性とかに分類されますので、それぞれが今回の設工認においてどこで説明しているかを整理したものでございます。
0:06:17	続きまして、右下 I-21 ページ目に、2 ポツ 2 で各段階における説明内容を記載しております。
0:06:25	こちら設置許可の本文においてどういうことを説明して設置許可添付書類 8 においても、どのような説明をしているかを
0:06:34	示しております。また、設置許可申請時における安全審査資料において、どのようなことが書いてあるかも示しております。
0:06:44	また本設工認申請においては、設置許可段階での説明に加えて、以下 3 点を
0:06:52	具体的な
0:06:53	設計内容を記載しております。
0:06:56	なお本設計内容は、平成 22 年 11 月 10 日付の特殊加工認可を受けた内容から変更はございません。
0:07:05	最後に設置変更許可申請書安全審査資料本設工認申請書の具体的な機器は先ほど説明させていただいた通り、補足 7-2 に示しております。
0:07:18	あと、本設工認申請書と特殊学校認可申請書の比較は 7-3 とまとめております。
0:07:27	7-1 の最後として 3 ポツ 2 については、時表 1 の
0:07:34	No.ナカに関することですのでこちらから先に説明させていただきます。
0:07:41	九州電力の柴田です。絶対資料 1 のナンバー 7 について説明させていただきます。
0:07:51	説明の項目としましては、設置許可合法導入時の解析条件等について、現行でもトップであることを説明するということで右に説明内容を記載しております。
0:08:05	この記載内容面なんですけれども、A型とB型で
0:08:11	差がありますので、こちら実際に補足説明資料の 7-1 で説明させていただきます。
0:08:19	資料の 3-1 の
0:08:24	右下ページ 1-22 をご覧ください。こちら 3 ポツ、
0:08:30	ですね、こちら説明させていただきます。
0:08:33	高燃焼度燃料合同 2 項の照射実績の反映についてということで、5 号燃料導入にあたっては、平成 18 年に燃料体設計認可を取得しております。その後 1077A型の燃料集合体の従来型において、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:52	最下部支持格子におけるフレーティング摩耗による漏えいが発生したことを踏まえて、各ノズル株単線形状等の設計変更を行った信頼性向上型の燃料を導入しており、
0:09:08	なおその年度につきましては、飼育材については、設計変更ありませんでした。この信頼性向上燃料の導入にあたって、上述の設計変更部分を適切に解析条件に反映消化した上で、平成 22 年に
0:09:24	原料体設計認可を新たに取得しております。
0:09:28	なお上述の変更に関しましては、原子炉安全省委員会の燃料ワーキングの
0:09:35	第十三回のワーキング資料の中におきまして、設置変更許可
0:09:43	設置変更許可申請の基本設計時の機械設計計画設計、日成立設計及び安全紹介の上、影響は軽微であることが確認されております。
0:09:55	当該申請におきまして、合わせて 5 号燃料導入以降に取得した照射データを燃料体設計認可申請書へ反映するとともに、燃料集合体の照射挙動に係る設計評価への影響がないことも確認しております。
0:10:11	この拡充したデータにつきましては、10 ページの添付 2、
0:10:16	つけております。
0:10:19	それ以降につきましては、設計変更等はなく、今回の設工認申請書においても同様の内容を反映しております。
0:10:28	こちらが A3 の 1-A 型に関する説明になります。続きまして、3 の
0:10:35	右の治療歴史を持って時 A2 の資料 2 をご覧ください。
0:10:47	B 型燃料につきましては型のように、午後燃料導入以降ですな設計変更というのはありませんので、
0:10:55	5 号燃料導入やったっては平成 18 年に設計認可をして取得しておりまして、それ以降については、データの拡充へ設計変更等はなく、今回の設計、設工認申請書においては、設認と同様の内容を記載していると。
0:11:14	いうふうに整理しております。
0:11:18	資料 1 のナンバー 7 の説明につきましては以上になります。
0:11:27	次、
0:11:29	規制庁ニシウチです一度ここで切って幾つか確認したいんですけどよろしいですか。
0:11:38	はい。お願いいたします。
0:11:41	はい、後付適切に周知ですけど、今回はまず必須宿題の部分を中心にいろいろ説明いただいたと思うんですけど、ちょっとまず前提から確認をしたいんですけども、今回はちょっと審査ヒアリング資料やっぱりにおいて入ってないですけど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:59	申請者の要目表のところで、
0:12:02	A型燃料前が倒れにして言うとA型の燃料集合体の業務の中で被覆材が書かれていて、NDAとが遺漏が併記してあると思うんですけど、この要求記載だけだと、一つの変量集合体の中に、
0:12:19	NDA土台の燃料被覆材がそれぞれが混在するようにも読めるんですけども、まず実態どうなっているんでしたっけというところから説明をお願いします。
0:12:37	九州電力の柴田です。
0:12:40	A型の午後燃料の燃料被覆材につきましては、2種類の資料記載しているんですけども、こちらにつきましては同一の燃料体に対しましては、いずれかのどちらかの材料を使用するというふうになっております。
0:13:01	規制庁ニシウチです。了解しました。
0:13:05	申請書の中で触れられていると思いますけども、炉心としては、NDF台を使った燃料集合体とあとガイドが被覆材を使った燃料集合体が存在するっていうことは考えていると。ただ一つ、燃料集合体の中で、そのそれぞれ引くだけ混在することを考えていないという理解で
0:13:25	理解をしますけども、その日がよろしいでしょうか。
0:13:30	九州電力の柴田です。その理解で問題ないです。
0:13:34	規制庁ニシウチです。了解しました。ちょっと今は申請者の要件が記載だと、ちょっとその混在しているようにも読めてしまうので、少しその部分の明確化というのは、一度検討いただければなと思います。
0:13:52	九州電力の柴田です。ご出席いただいた通りですね誤解を生まないような記載を検討したいと思います。以上です。
0:14:01	規制庁ニシウチです。了解しました続けて今日ヒアリングで説明された事項について一つ確認を進めていきたいんですけど、これからも全部A型のほうで確認をしていきたいと思っています。
0:14:16	回答の中でもB型だとちょっと回答の内容が違うということであればその旨伝え明確にさせていただいて説明いただければいいのかなと思います。
0:14:26	1個ずつですけども、うまく17、右下の沿道通しページの17ページ。
0:14:34	補足説明資料7-1の最初の概要のところですね。
0:14:40	米印の2番目のところでピカルレポート三菱重工の燃料棒置き換え設計を踏まえた設計としているっていう趣旨が記載されていって確認したかったのは、あの当時の原子炉安全。
0:14:57	原子炉安全小委員会の方でそのステップⅡ燃料の導入にあたってこういった検討確認事項が必要だねっていう、このまとめていると思うんですけども。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:08	それゆえばこの孔名地主のものをもとにまとめているものだと思いますけど、最終的にその導入するにあたっては、委員会の資料も踏まえて、各設計確認をしているという理解でおります。その認識でよろしいですか。
0:15:31	新電力のオキツ、その認識で間違いございません。
0:15:39	そうなったから確認なんですけど、続けて没水1の次のページですね、10月ページの2ポツ1の確認内容を確認する項目っていうのが表でまとめてもらっているんですけど。
0:15:52	ちょっと一つずつです検討。
0:15:56	まず、18ページのところの物理的性質でいうと核性質のところ、
0:16:02	燃料被覆管としては考慮不要ということだけは確認内容に記載されてるんですけど、この趣旨をもう少し確認をしたくてですね。
0:16:10	例えばですけど、中性子吸収断面積の話ですとか、そういったところは必須剤にも関連はするのかなと思っていて、
0:16:20	ちょっとその抗力用途だけ書かれるとちょっとその趣旨が伝わらないなと思っているのでまだこの理由の事実確認をしたいんですけども。
0:16:27	今日説明できます資料がなければ重大事故ヒアリングで資料を示しながら説明いただいても結構ですし、ここの部分でちょっと確認をさせていただきます。
0:16:39	宇宙電力のやつをここで燃料費部隊がここ抗力量とかいった旨をちょっと説明させていただきます。
0:16:49	弊社としては各性質はですね核分裂し合いやすいとか、核分裂反応に係る影響を確認するものと思っております。主には核分裂でペレットとかがですね、それに関連することだと思っておりますので、
0:17:04	そういう意味で、燃料被覆材としては考慮不要と考えておりますので、このような記載をさせていただきます。以上です。
0:17:14	規制庁ニシウチです。
0:17:18	趣旨は了解しました。その趣旨のもとレートについてを各性質の説明を添付
0:17:25	申請者のほうでもしているということですかね。
0:17:32	はい、その九州電力の既設その通りでございます。
0:17:37	規制庁ニシウチです。了解しました。ちょっとまだそのものを明確に資料に表現していただいて、改めて確認できればと思っています。よろしくお願ひします。
0:17:51	1.6の規定つ承知承知いたしました。
0:17:56	はい。続けて規制庁に集中するけども、
0:18:01	めくっていただいて、20ページですかね。
0:18:06	学的提出のほうですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:13	本格的あつ訂正っていう項目のところペレットと被覆管の反応っていうのは枯れていて、
0:18:20	化学的安定性としては、例えばそのペレットと半分だけじゃなくて、被覆管の中でできていますと可搬に対して火線のかどうかとかそういった話も関連するのかなと思っていて、
0:18:35	そういう意味では対PCIセルの中でもそういった趣旨も含めて説明しているということなのかもしれないですけど。
0:18:42	それにしても損壊PCI性はその他の法律で規制室の中に入っていて、
0:18:47	ちょっとその耐PCI性友達が二つあるんですけど、その化学的安定性っていうのがまずFPガスとかも含めての安定性っていうのは説明する必要がないのかというのが一つと。
0:19:00	またその他の法律で規制室の中ではPCI性を説明してますけど、これは何か物理的性質と別に何か説明している理由ば今確認内容だけ見ると明確じゃなくて、ちょっとこの科学的真実で耐pcm説明している理由
0:19:14	ちょっと一つ目の問題意識に関連するのかなあとちょっとと思って今まとめて確認をしますけども、その部分の説明をお願いします。
0:19:27	九州電力の柴田です。
0:19:29	えっとですね、この表1の3分の3のこのペレットの反応というのを化学的安定性にも分類していることをまず御説明させていただきますと、
0:19:46	このペレットとの反応というのはですね、被覆管が密着して化学反応によって、
0:19:54	形成される本りんリング層がですね。
0:19:58	それがこの一つ下の項目のTHAIPCI性に影響がないということをここでは科学的な観点から確認しているものになります。そこで化学的安定性にまず分類しております。
0:20:16	一方でこの下の大気CI性につきましては、これは科学的作業と物理的作用の両方が重畳して生じるものでありまして、先ほど押すおっしゃってましたFPの影響ですね。
0:20:33	これらが重畳して生じるものとなっております、化学的作用のみで発生するものではないということから化学的安定性ではなく、その他の考慮すべき性質というふうに分類しております。
0:20:50	以上です。
0:20:54	規制庁ニシウチです。
0:20:58	出資1街したんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:03	まずは今説明された内容を少なくとも確認内容はこの表だけ見たときに、少なくとも今説明された趣旨までは読み取れないと思っているので、まずその事実関係をこの表ベースで整理をお願いしたいんですけども、それはよろしいですか。
0:21:27	はい。
0:21:32	九州電力の柴田です。そうですねこの表の中に注釈を振るとかですねちょっと説明を充実させて今の説明がですね、わかるように、
0:21:45	加力したいと思います。以上です。
0:21:52	その上でですけど。
0:21:54	やっぱり今、説明を聞く導体PCI姿勢も何か化学的安定性の(ア)のかなあと気がしたんですけど。
0:22:03	ちょっとその部分についても、
0:22:06	あそこはとは区別している理由っていうのがわかるように明確に表現いただいてもいいですか。
0:22:15	九州電力の柴田です。承知しました。うちの考えとしましては化学的安定性に分類してしまうとですね、その価格の2行限定されてしまうというのがありますので、ちょっとその説明がわかるように、
0:22:31	説明を充実させたいと思います。以上です。
0:22:35	規制庁ニシウチです。
0:22:37	ちょっとまた整理の再整理いただいた結果でまた確認をしたいと思うんですけど。
0:22:42	今の私が聞いて説明聞いた限りでは、耐PCI物理的化学的な両方がありますよと、前的なものはこの表の3分の2課の方で示していただいていると思うんですよね。で、
0:22:57	そうしたときに今度じゃあ残って化学的性質は各適切なことも全部何だっていうと化学的安定性っていうところなのかなとちょっと思ったんですけど。
0:23:08	ちょっとその今の私の理解はなんかそう聞こえたんですけど、そこら辺はもし食い違っているのであれば、まだちょっとスタンスを明確に資料上で協議いただいてそれからためて事実確認できればと思います。よろしくをお願いします。
0:23:23	志免力のシバタです。承知しました。
0:23:27	はい。規制庁ニシウチです。続けて
0:23:34	許可段階から確認しないように概ね概ねこれくらいかなとあと最後までまだ確認しきれしていない部分の方でもう少し確認を引き続き続けさせていただきますとか大きいところはこれくらいのところかなと思っています。
0:23:48	出続けて21ページの購入単価のほうにちょっと確認をしたいんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:53	2 ポツ 2 のところですね。
0:23:59	公認段階で詳細に説明している内容もここで真ん中に参考と書いていただいていますと、3 ポツで超えて、3 ポツ目で書いている主成分の一つとして酸素を追記しているってところ。
0:24:14	この次回以降の企画実績比較では含有量が規定されていないけど、施工二段階に追記している理由
0:24:21	どういう趣旨で追記してるのかっていうところの確認をしたくてですね。
0:24:25	この後ろの結果との比較表の中でもこういった趣旨が説明されているんですけど。
0:24:32	ちょっとどういう趣旨でっていうところが読み取れないなと思っていて、この規格でそもそもどこまで抱えてるんだっていうことも含めてもう少し具体的に御説明いただきたいんですけど。
0:24:47	九州電力の規定す。
0:24:49	実際H4751 の中にですね、酸素が書かれておりまして、ここに注記が打たれております。酸素含有量は受渡当事者間の協定によると記載があります。
0:25:04	さらにですね、当会映像こちらの実質H4751 の解説のほうを見ていくとですね、あとについては、
0:25:14	そのまま読ませていただきますジルコニウム合金の性質を大きく左右する化学成分であるため、設計者の要求に応じて当事者間の協定で定められているのが通例である。
0:25:26	また、現在当事者間で定めている含有量ではジルコニウム合金の性質を著しく悪化させることもないと考えてケースPMIに準じて到底事項としたと。
0:25:40	このことから、受渡当事者間の協定によるものとされていると考えております。以上です。
0:25:51	規制庁に周知し、
0:25:54	両買収しますと、
0:26:01	まだその趣旨を踏まえて具体的にその受渡者と補強は他社との関係での設計を固める工認段階で具体的な含有量を追記しているという理解ですかね。
0:26:18	主電力のオキツ。その通りでございます。
0:26:21	そうしますとちょっと
0:26:27	ような、ここの説明だけ妥当単純にその詳細に説明しているっていうわけは変えていって、ちょっとその趣旨がちょっと読み取れないなと思っているので、まずその趣旨は資料上に明確に記載いただきたいんですけども。
0:26:43	九州電力の悦あの

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:46	補足 7-2-25 分の 3 ページのですね、備考にその旨を追記したいと考えております。
0:27:00	はい。規制庁に施設措置記載内容の記載箇所でも承知しましたよろしくお願ひします。
0:27:07	はい。
0:27:10	はい。続けてですけども、ここまでちょっと 23 条 1 項関係をついていう形でちょっと確認をしてたんですけど。
0:27:20	ちょっと日工の方、23 条 2 項の強度評価協の方。
0:27:26	少し確認したいんですけど、
0:27:32	結局その被服が良いが別記中で定めている条件に入れない部分って細かく成分のところだけという理解をしていて、
0:27:41	じゃあ化学成分が異なることによって結局べき 10 っていうのが技術基準でいう 23 条 1 項の物理的施設化学的性質の要求事項を明確にしたものっていうスズキだと思っているので、このようにちままとめて説明いただいているんですけど。
0:27:56	一方でその学生は人がそういったまで気中で固まったでしょう。
0:28:00	をもとに、その 2 行で必要なその燃料代が必要な強度を有していることっていう解析評価をしていくものと理解してるんですけど。
0:28:09	ちょっと泊説明をお願いしたいのは、今回の化学成分の変更っていうものは共同評価上どういうふうな評価内容評価手法とかでそもそもどう効いてきていて、評価手法評価条件とかですかねと聞いてきていて、それが評価結果にどういう影響を与えているのかっていうの発言初歩的なところになると思うんですけど。
0:28:29	そこの部分をちょっと御説明いただける範囲でお願いしたいんですけど。
0:28:35	ちょっと今日の段階だと、資料も手元にないのかもしれないので、次回以降のヒアリングでの説明できる範囲で説明いただきたいんですけども。
0:29:03	規制庁ニシウチです。以上ある補足すると、そのまま影響がないっていうのであればその旨の回答だけでも結構です。
0:29:13	ちゃんと事実確認としてどういった影響があるのかっていうのをしっかり現象として把握しておきたいというのが趣旨なのでよろしくお願いします。
0:29:23	九州電力のオキツ、重課の一方とA型燃料で言いますとMTLざろうばですね、
0:29:32	もちろん材料が異なるのでインプットデータは異なるところあるんですけど、評価結果としては影響がないことは確認しております。
0:29:41	規制庁ニシウチです

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:44	基準に対して影響がないっていうところは確認できてるんですけど、
0:29:49	えじる開放とMPaだろうで比較したときに、その各成分っていうものが違うことで、どういう影響をどういう方向に影響があるのか。
0:30:00	ただ有意な影響がそもそもあるっていえるのか言えないのかっていうところも含めてちょっと説明をいただきたいというのが趣旨なんですけど。
0:30:13	それは定量的な評価がちょっと説明が難しいということは定性的にはこういった影響があると認識していると、そういったところで問題ないのかなと思うんですけど。
0:30:47	少々お待ちください。
0:33:20	九州電力のイケダでございます。ここでも、いろいろ少し今話をしたところなんですけども、きちっと申し訳ないんですけども、もう一度、
0:33:36	疑問点というか、来パイルべき内容につきまして、
0:33:42	をちょっと御説明いただけると非常に
0:33:44	ありがたいんですけども、よろしいでしょうか。
0:33:47	規制庁ニシウチです。
0:33:52	べき 10
0:33:55	べき基準とかまじる開口と比較して
0:33:59	結局その基準っていう観点で変わってくるのも化学成分であると。
0:34:05	その化学成分が変わったことによる一方適合の話聞かれてきて、物理的性質科学的説明については今日のヒアリングの中でまとめられていて、確認したいのは、2 項の強度評価の部分についての影響があるのかどうかっていうところを確認させてですね。
0:34:23	さっき説明の中で触れられたように、もちろん化学成分が変わっている以上、そのインプット設計評価条件のインプットを少なからずなんかしら変わってくるのかなと思っているんですけど、それが実際のこの表強度評価の評価結果に
0:34:39	どういった影響が要は理解も比較してですね。
0:34:43	従来法の結果と比較して、どういう影響を与えているのか、どういう傾向の影響を与えているのかというのを、現象論として把握しておきたいというのが趣旨なんですけど。
0:34:56	伝わりますよね。
0:35:24	何かイメージしているのは、
0:35:28	そもそもの強度評価のインプットとして出てこないパラメーターであるのでは有意な影響あったと評価町内とかそういう話なのか、もしくはパラメーターとして扱わっていった、ただ支配的なパラメーターではなくて、その余裕の影響ないとかそういう話なのか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:46	なんかこういった理由でこういった傾向があるとか、そういうちょっと定量的な説明難しければ定性的な結構認識でもいいんですけど、というのが今の
0:35:57	趣旨なんですけど。
0:36:09	すみません、九州電力の中園といいますと、今のご質問に関しましては、当然ご理解いただいているように大量の物性は当然違います。それも考慮した上でインプットデータとして入力はしております。
0:36:25	そもそもの大学生として入れるっていうデータとしてデータがですね、時から口頭対応機関とですね、もともと差異がないっていう同等というふうになっておりました、今まで評価書も変わってませんので、結果としては有意な差は出ないという結果が出ており、
0:36:45	以上です。
0:36:48	規制庁ニシウチですね今お話の中で材料物性って。例えば申請書で言うところの物個々のことですかっていうので何かあります。
0:37:16	原子力のイケダでございます初層お待ちいただいてよろしいですか。はい。
0:39:41	はい。
0:40:13	未収電力のオキツですと、例えばなんですけれども、資料 3-1 の系統資料 7-2 のですね表 1 を進めていただきたいんですが、
0:40:30	その表 1 の 25 分の 21 ページ目になります。
0:40:39	すみません、右下ページで言うと 1-48 ページ目になります。
0:40:47	例えばこの耐摩耗性のところで、MD ざる閉じるかの方の硬さを比較しております、
0:40:56	このようにですねあのほとんど同等の値であるっていうことは来こちらをご覧くださいになったら分かるのかと思いますので、以上です。
0:41:08	規制庁ニシウチです。
0:41:10	今示されたところとか、例えば申請書とかあと材料燃料棒の燃料集合体被覆材の物性値として、本熱膨張係数とか、先ほどそういったものを示してもらってますけど、そういった今示してもらったところを含めて、
0:41:27	共同事業課長でインプットしている、その燃料証券物性値
0:41:32	2 個の化学的成分の変更はいわゆる知事から御と比較して影響がないっていう理解
0:41:39	をしたんですけどそういう説明でいいですかね。
0:41:46	主電力の切ってその通りでございます。ちょっとその趣旨を説明書の中で結構なんですけど、どこが様々東端というのがなお書き終わったら結構なんですけど、23 の 2 項への適合に関してっていう趣旨で、ちょっとその趣旨をどっかに書いておいて欲しいんですけども。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:08	その際に具体的にその強度評価って、この被覆材。
0:42:13	の評価条件として使っている物性取得諸元の幾つか挙げていただいて、こう いったところに影響がないとかという示し方をしていただければなと思うんです けどいかがでしょうか。
0:42:41	ちょっと記載はまず検討いただくということでもよろしいですか。
0:42:49	結論を今の説明だと影響はないって言ってたけたと思うんですけど。
0:43:03	九州電力の基底図、追記する方向で検討したいと思いますが、具体的に記載 箇所を今考えているんですけども。
0:43:12	補足 7-11 の
0:43:16	はい。23 条第 2 項の説明なので、
0:43:22	項目置ける項目を分けて期待するというイメージでよろしいでしょうか。はあ周 知ですけど、具体的に走らどう構成するかは特にこだわりがもちろんありませ んの、
0:43:34	説明しやすいように区でいただければ結構だと思います。
0:43:39	今 1 ポツの概要のところでお 23 条 2 項への適合についてははとかっていう形 でも何でもいいと思いますし。はい。
0:43:48	実はご検討いただければと思います。
0:43:53	一部電力のオキツ承知いたしました。
0:43:56	はい。あとちょっと続けていいんですけども、
0:44:02	今その結局評価に関してっていうところもあるんですけど、
0:44:11	資料 3-1-A型のほうで言うと、右下の通しページ 22 ページのところ、
0:44:21	平成 18 年に当初の導入、
0:44:25	施設の高燃焼度燃料導入の設認をとっています許可と認可とっていきますと、
0:44:32	ねその場で平成 22 年に設計変更一部行っていて、平成 22 年の設計何%際 には、その間国内外の燃料の実績とかも反映したものを設備として出してい きますと、
0:44:46	ね、今回の設認に当たって、今回結構に申請にあたっては、この平成 22 年 の実績等のデータで説明をしていますっていうことだと思うんですけど、平成 22 年から平成 25 年の間、マスクだと国内では待てセキあると思いますし、 国外の方でも燃料の実績。
0:45:06	積み重なっているのかなと思うんですけど、平成 22 年時点のデータで今回申 請されている評価とか押さえてるんですけど、
0:45:17	結局その今まで評価した実績とかから外れるような実績がなかったというの が多分、
0:45:25	そういう理解なのかなと思うんですけども、ちょっと

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:28	実績とかを追加反映していない部分の理由であったその妥当性っていうところの説明をお願いしたいんですけど。
0:45:41	所電力のシバタですと、
0:45:45	今回の申請書にはですねメーカーの公開文献より引用したデータをへ記載しております、A型B型ともですね、最新の設認の後に新たに公開されたデータはありませんので、
0:46:04	今回の設工認申請書においては、現時点で公開されている最新のデータを反映させているということになります。
0:46:15	以上です。規制庁ニシウチ
0:46:20	少なからず、
0:46:23	例えば、
0:46:26	今回、
0:46:28	今までの評価。
0:46:31	セキ
0:46:32	からこそ、なんですが更新された公開文献がないとか、そういう趣旨なんですかね。
0:46:41	九州電力の柴田です。その認識で問題ありません。
0:46:45	以上です。
0:46:47	規制庁、
0:47:09	御確認。
0:47:14	そこを明確に説明いただく。
0:47:17	それ以降は、
0:47:39	九州電力の柴田です。拝承いたしますのでそのように追記したいと思います。以上です。
0:47:47	はい。規制庁ニシウチです。よろしく申し上げます。
0:47:51	私が最後1点なんですけども、ここまでは23条の1号と2項についての適合性について、高燃焼度燃料導入した平成18年時点からちょっと流れを説明いろいろまとめてもらったんですけども。
0:48:09	まじき月に沿って、
0:48:12	最終的にまとめとして、ちょっと概略をまとめたものを作成いただきたくてですね。
0:48:20	ちょっと今、1の概要からDぽつぽつという形で文章でまとまっていて、その地形でちょっとまとめた表みたいなものを
0:48:31	作っていただいて、ちょっと結論を明確共通認識を明確にお伝えなあと考えています。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:38	結局
0:48:41	A型燃料については平成 22 年で設計変更一部あったものの、
0:48:45	物理的性質化学的性質っていうところに関して言えば、当時の原子炉安全小委員会の流ワーキングとこでも報告されているように、当初の許可で確認した項目評価内容、評価結果等に影響を与えるものではないとしていますので、
0:49:02	まず平成 18 年度許可段階って、
0:49:07	この表の表で挙げてもらっているようなことを確認してそれに基づいた燃料説明はとっている、平成 22 年で一部変更あるものの、あの当時の許可の確認内容確認結果に影響を与えるものではなくて、今回の設認もその当初の許可に基づいたものを説明しているという流れだと思うんですけど。
0:49:25	そういったことをまず系統に沿ったものとして作業をまとめてもらってちょっと共通認識を持っておきたいなと思うんですけども。
0:50:23	まず九州電力を呼んでございます。すいません、もう一度ご紹介させていただきたいんですけども、今の
0:50:31	スマホ説明資料の資料 3-1-22 ページのところのポツで今照射実績の反映についてのところで、基本的な流れは記載している。
0:50:44	つもりではいるんですけども。
0:50:47	今言われた趣旨としてはと。
0:50:50	この流れに後は当時こんな確認項目をやってますっていうような一歩オキツで説明していることを
0:51:00	池ノなども思って聞こえたんですけどもそれをちょっとどういうふうにもとめるのかっていうのがちょっとイメージできておりませんで、
0:51:11	具体的なイメージも何かありますでしょうか。
0:51:16	委員長に修正案の趣旨は一つだけで
0:51:22	補足説明資料 7-1 ですかね。
0:51:25	7-1 の結論のところの項目を立てて欲しいっていうのが趣旨で、
0:51:31	許可段階でこれ説明している工認段階でこれを説明しているんでそれは当初、
0:51:36	当初こういう説明をしていて、
0:51:41	一番平成 20 年に設計変更しているけど、当初の許可の内容を変えるものではないとかそういうですね、そういったところの最終的なまとめの字形再生して最終的なまとめを時系列に沿って結論を書いておいて欲しいということなんですけど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:59	で、具体的には、このセキ附属説明書 7-1 について 23 条 1 項への適合性、層理構内線とも最後含む形になると思いますけど、以降の適合性について、当初の許可の段階から説明して内容をまとめているものだと思いますので、
0:52:16	その観点でのまとめ結論を書いて欲しい。
0:52:21	今日の説明を聞く限りでは平成 18 年の当初の許可からの確認項目の確認結果検討内容とかがそのまま生きている。
0:52:31	それ以降特に反映すべき知見事項。
0:52:35	事象とか特異なかったってことで今回の設認も当初の評価に基づいて申請をしているってことだと思うんですけど、平成 18 年の許認可ではこういうことをやっている平成 22 年にはこういうことがあったからこういうことだと、最終的に今回の設認ではこうっていうやつの流れを
0:52:51	結論として書いて欲しいんですけど。
0:52:54	まとめて欲しいんですけど。
0:52:57	はい、九州電力オオクボです出席を理解しましたのよ姫的には 4 ポツでまとめみたいな項目をして、これまで、その前段で説明したところを時系列に沿ってまとめの形で、
0:53:12	整理それということでは理解いたしました。
0:53:15	なので、そのように資料化させていただきたいと
0:53:19	はい、ニシウチです。よろしくお願いします。
0:53:24	で、ちょっとそこら辺も含めて結論をもらうためにまとめていただいて、でもあの水置換のヒアリングで今日確認をしたような内容も含めて改めて確認をさせていただければと思っています。
0:53:37	私からは資料。
0:53:40	3-1 については、B 型も含めて共通の事項だと思いますのでお答えをお願いします。私からは以上ですけれど、規制庁側から資料 3-1 の補足に関して何かありますところ、
0:53:54	よろしいですか。
0:53:56	はい、江藤じゃ続けて資料 2 の説明をお願いします。
0:54:07	九州電力のイケダでございます。資料 2 に関しましては、しここに記載している事項以上のことにつきましては、多い不足する内容等はございませんけれども、
0:54:24	こちらにつきまして、何か
0:54:29	改めて御説明したほうがよろしいような事項がございますでしょうか。
0:54:33	規制庁ニシウチですねお返ししますと規制庁側から何か追加であります。
0:54:39	規制庁ナカです。幾つか確認させてください。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:43	まず一番最初の適用規格適用基準の話なんですが、
0:54:50	回答いただいた内容についてはわかりましたが、
0:54:55	被覆管バックフィットのときに、
0:54:58	本体の適用基準っていつて、
0:55:01	適用基準適用規格として、
0:55:05	今申請書上では、
0:55:08	共通の
0:55:10	共通項目の適用切る適用規格として載ってるあの現場系の
0:55:16	企画五つが
0:55:19	それで問題として、
0:55:21	のものとして記載されているんですが、これの
0:55:27	扱っていつから本体から抜けたのかっていうふうに教えてもらえますか。
0:55:39	お待ちください。
0:55:40	はい。
0:56:28	はい、九州電力オオクボでございます。その記載につきましては
0:56:33	原電、
0:56:34	もともとちょっと遡りますと新規性基準の適合性工認のときに適用規格基準の適用しているものを明確化するというので、各施設区分ごとにある適用規格基準を記載したものでございまして、
0:56:50	共通的な項目にあたりましては現0施設のところにまとめて記載して施設、例えば原子炉本体からですと、その共通的な項目を減令によりますというふうに0に飛ばした記載にして、
0:57:08	原子炉本体には直接その項目を書かなかったというところでございます。日罰金ときにつきましては、基本的にこの記載でその整備。
0:57:21	もう若干こう記載上は変わっているように見えるんですが、もともと現0施設に飛ばして適用規格基準の記載をどういうふうに期待するのかっていうところで、もともと原子炉本体にも適用している規格基準ではありますので、
0:57:38	もう共通個別みたいなふうに分けて、一つは下に飛ばすというような記載ではなく、原子炉本体のところに原子炉本体としてキックバックに適用してる以上そこに記載したということになります。
0:57:55	はい。
0:57:56	石井被告際については一応以上になります規制庁ナカです。すいません。
0:58:03	被覆管バックフィットの時は規制基準規格は結構なしで、
0:58:09	申請書が作られていて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:12	変更前のところに原子炉本体に適用する基準及び規格のうち、本工事計画において適用するものは以下の通りとして五つ書いてあるので。
0:58:23	バックフィットのときに、本体の方に移したわけではないので、その前の段階ですでに本体の適用規格気づきになっている。
0:58:30	はずなんですよ。
0:58:34	はい。九州電力オオクボでございますその通りでございます従来はオキツ原子炉本体に適用してる企画基準があるんですけども、その共通的な項目は現施設にまとめて記載しますという
0:58:50	だけでは記載としてそこにあっただけで、それはあくまで原子炉本体にも適用してまして、それは原子炉の共通項目という項目を立てまして、そこに一応その旨を記載して、原子炉本体の施設のところの適用規格基準もそれをあえてましたので、従来から原子炉本体にもこの適用切った登録された。
0:59:09	ということになります。
0:59:11	以上
0:59:12	規制庁ナカですっていうことは、被覆管がツイッターの申請書のこの適用基準適用規格で言明系からの基準として載っていたってことですか。
0:59:24	はい。
0:59:25	店別に九州電力オオクボでございます。
0:59:30	従来、もともと厳密に行きますと、その原子炉本IS失礼しました原因冷系の適用規格基準を原子炉本体に移したわけではなくて言うから原子炉本体ですとか、核燃料の施設ですとか県例。
0:59:46	あとそれ以外の計測ですとかそういった共通的に期待するものをそれぞれの自治体で毎回ピークとちょっと資料的にも煩雑になりますのでそういったものを連覇とめて書くという記載になっていただけで、原子炉本体としては従来から、
1:00:01	この適用規格資料を適用して登録したという整理でございます。
1:00:06	規制庁ナカです。そうするとこの、
1:00:09	技術基準規則の解釈自体の両方に載ってるのは、
1:00:13	今の申請書だと両方に載ってますけど、これは、
1:00:17	今の話がずっと両方載っ計画でもいいものだったということですか。
1:00:27	づき基準の解釈系本体の規格にも載ってるし電源系の
1:00:32	規格基準のほうに持っているんですけども。
1:00:36	はい、それぞれの各施設の登録設備がございましてそれらの設備側と解釈に基づいて企画基準としてございますので、それぞれの施設に入ってたというものでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:55	それはちょっと理解が足りなくて申し訳ないんですけど、例えば
1:01:01	助役 4601198 ながって、
1:01:04	今、申請書上は電源系の共通として載っているけれども、本体のほうの規格のほうに決定いきませんね。
1:01:15	でも、被覆管バックフィットのときは、先ほどおっしゃった全体の
1:01:21	次へと共通の減連携のやつ。
1:01:23	に書いてあるけども、
1:01:25	申請するのは本体の企画として、記載されている形にして、平行な設定なってるんですけど。
1:01:36	今の話からすると解釈のほう、別に本体のほうに書かなくて、
1:01:40	共通項目乗り換えてあれば必要なかったってことですか。
1:01:45	すみません九州電力オオクボですと先ほどのJEACA4の①-1987等のもとと現例に記載していたというところなんですけども、原電に記載したお伝えした上で、その後ろに整理表をつけてございまして、
1:02:03	各施設のどの施設で適用規格基準を適用しているのかという星取りをつけてございます。そういう意味で時約46の1987につきましては、例えば原子炉本体でも適用しているということで丸をつけてますし、
1:02:20	それから現例とか計測制御系統でも適用しているということで、丸をつけてますので、従来から原子炉本体にも登録されていたものというふうに整理してございますが、技術基準規則の解釈、各施設に登録しているところにつきましては、それぞれの登録設備に対して、
1:02:39	その適用をしてございますので、アップ施設にそれぞれ登録するということでございます。米津。
1:02:47	規制庁なんか設定すると解釈のやつは全部のところに書いてある機器ことなんです。
1:02:55	そうですね。おっしゃる通りでございます。
1:02:57	とりあえず状況はわかりました。
1:03:03	では続いてですけど、9番目の
1:03:07	出動目地面とのところなんですけど、
1:03:17	ちょっとこの最後のパラグラフのプランなおもところ結果が何度も続いてちょっとよくわかりづらかったんでしょ。ですけど。
1:03:27	検査をする日費。
1:03:29	葬式が
1:03:33	検査をする組織が作った。
1:03:36	容量が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:39	を使って検査するから、
1:03:43	3号、
1:03:44	御適用していれば信頼性はありますって話なんですね。
1:03:52	九州電力のツツイでございます。このナンバー9のところになりますが、極めて供給者がいわゆる検査組織といったところになりますので、
1:04:07	書いてます通り3.5項に基づくへの立ち会い等は検査を主管する組織がえと管理を行いますのでいわゆる検査組織自体の検査を担っているといったことで、都市局の信頼性は確保できるといったこととなります。
1:04:26	この検査をする組織っていうのは原子力部門ではないってことでいいんですよね。
1:04:32	違います原子力部門でございます、原子力部門に属する検査をし各組織なり、そうすると最初の独立性の確保、
1:04:43	という意味と、何かもちろんするような気がするんですけど。
1:04:49	えっとですねあの、九州電力のツツイでございますが、原子力部門におきまして弊社前と原子力発電所内と運営管理のほうになってございます。その中で工事を主管する組織、組織の長別にする。
1:05:05	組織の長が検査を担うといったことで、工場主管する組織から独立している地下される原子力部門には属しているといったところで、原子力部門からの独立といったこと意味してるわけではなくて、原子力部門ないで、検査組織と
1:05:24	本日組織は独立してるといったことを3.5項のところでは表現してございます。
1:05:29	規制庁ナカです。同じ原子力部門の中で、工事と検査をする部署がそれぞれ別々ですって話ですか。
1:05:39	ありがとうございます。
1:05:44	文章の意味はわかりました。
1:05:49	続いて添付資料1の
1:06:01	議長11号の
1:06:02	整合性のところなんですけど、火線をの話をちょっとさせていただいているんですが、
1:06:09	ちょっと直接
1:06:12	質問と関係ないかもしれないんですけど、右下ページで言うと、
1:06:18	1株旅行32の15の
1:06:22	7ポツ後の個別業務の実施のところなんですけど。
1:06:31	これ7ポツ7報都合コース1のタイトルに
1:06:37	下線を引いて、
1:06:39	その本文のところには全く

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:42	河川引いてないんですが、
1:06:45	これタイトルだけに下線を引くっていうのは、9 電さんしかやってくれみたいなんですがこれなんで、下のほうの両括弧 1 から 6 とかの該当部分を下線しかないんですか。
1:06:57	九州電力の鶴来でございます。7.5. 1 はですね、マニュアルのほか手順書等に従って業務を実施するといったところを前意図してございます。その提示業務の内容によって、(1)から(6)、
1:07:15	業務をこの条文の適用につきましては、もう 1 月にいる方が複雑に絡み合っているといったことになりますので、そういった観点で御指摘の内容を表そうと不能であれば、
1:07:30	7 号 1 全体に線を引っ張らなくちゃいけなくなってしまいます。
1:07:34	そういうことで、7.5. 1 の業務を端的に表すためには、前と題名に引いて
1:07:45	結局工事の計画、いわゆる品質マネジメントシステムで該当する部分につきました、いわゆる手順等に社合併と実施といったキーワードに対して線を引っ張っているといったことで、オープンさ整理の方針でございます。
1:08:00	規制庁、川です。はい、規制庁なんかです。
1:08:03	今のお話できればタイトルじゃなくて、文書全部引くべきなんじゃないですかね、例えば、
1:08:10	2 ページ前の
1:08:13	いつまでに 1 ページ 2-14 のところの
1:08:16	了解得と真ん中辺りの両括弧 3 の調達製品の検証とかって、これ全部引いてますし、
1:08:23	7 ポツ 4 ぽつさんもほぼ全部効いてる感じになってるんですけど。
1:08:30	こういう
1:08:31	全部引く監事の方が、
1:08:34	ほかのところと整合とれているというか、それだけでいいんであればほかの登録全部タイトルだけで終わっちゃうんじゃないんですか。
1:08:56	九州電力のツツイでございますもおっしゃる通り、そういった見方もできなくはない。
1:09:12	九州電力のツツイでございます。ご指摘の趣旨を踏まえてと修正する。
1:09:19	やっぱり可能でございますので、7 号 1 もえっと他の項目は同様に構成のほう見直そうと思います。以上です。
1:09:30	はい。
1:09:31	絶対直せという気は気を今のところありませんか。ちょっとご検討ください。
1:09:38	続きですが、質問項目では 19 番目になります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:54	具体的に言うと3-6億を36ページの第3-4図なんですけど。
1:10:02	ガドリの
1:10:06	グラフだけれども、ウランの説明して、0%はガドリ0って幾らなんだっていうのが理解できるんですけど。
1:10:15	10%まで
1:10:19	10%程度まではウランのデータとして使えるっていう、そのちょっと理由がよくわからないんですけど、ガドリの挙動が10%ぐらいまで同じだから裏も同じですっていう
1:10:33	設備なんですか。
1:10:43	中部電力のオキツこちらは今日%から10%までですね、ほとんど横ばい状態になっていますので、その旨を
1:10:55	見とってですね、熱膨張を同じとしているというふうに
1:10:59	評価しております。以上です。
1:11:01	規制庁なんかですウランペレットの話だけれども、ガドリのペレットで、
1:11:09	よく動いたからっていう
1:11:11	お話ですね。
1:11:15	電力の既設横ばいになっておりますので、
1:11:19	ウラン燃料においても10%までのガドリにおいても同じ熱膨張係数であるということをご中示しておりますので、そのように記載させていただいております。
1:11:31	10%ぐらいのデータはなくてもそう読めますっていう話ですか。
1:11:46	九州でどこの鉄の10%
1:11:50	あと10%ではないかもしれないですけども黒丸だったり白丸はございますので、ここまでのデータがあると認識しております。規制庁側ですので、この黒丸白丸って、
1:12:04	ガドリの
1:12:05	プロットじゃないんですか。
1:12:07	裏もどっちかがウランですか。
1:12:13	主電力のオキツ。
1:12:15	白丸、黒丸ともにですね、0%のところにあるのが、二酸化ウランでございます、そこからどちらも丸ですけども、どちらも唖然とに反応したガドリのデータになりますという説明はわかりました。
1:12:36	ちょっと次行きますが、
1:12:40	そっち根拠で幾つかのメーカーすメーカーの設定値ですっていうお答えいただいているんですけど、説明の中で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:48	メーカー設定値で、
1:12:51	設置許可の安全審査に説明してますって書いてあるのもあればそれが無いのもあるんですけども、基本的に、
1:12:59	そのメーカー数値については、新規制のときとかに、設置許可のときとかで説明しているっていう理解でよろしいですか。
1:13:16	9 電力の規定と
1:13:20	理事に
1:13:22	経常事業化とかその他に書いているものはきちんと記載しているんですけども、そこで記載がないものについてはこういうふうには書いておりません。以上です。
1:13:36	ということは、
1:13:42	摩耗量の緊急特化初期活動の数値っていうのは、
1:13:47	東京で説明はされていなかったっていうことですね。
1:13:53	次に、
1:14:00	人電力のオキツ。その通りでございます。状況はわかりました。
1:14:05	あとちょっと追加で二、三お伺いしたいんですが、
1:14:10	A型燃料でいいんですけども、要望气象台
1:14:14	被覆材の材料の
1:14:18	記載で説明のときはSRがついてたんですけども、今回ソウルってついてないんですが、これって何ですか。
1:14:34	九州電力の柴田です。要目表の大量の記載につきましては、委員から設工認取り込むに当たりまして、うちの後任の従前の
1:14:49	起債の経路に合わせた期待に見直しております。具体的にはですね切にで期待して記載してます。このSRというのは、材料の製法区分する附属規模になりまして、従前より当該記号は、
1:15:07	後任の方では記載していないため、今回もその記載程度に合わせて設工認には記載していないということになります。以上です。
1:15:18	規制庁ダンパです。
1:15:22	一見するの中で焼き直しあるなしでちょっとお項目が変わってくるわけですけども、はよ目標にやっぱり諦めましかどうかはわからないような既設記載であったとしても添付資料のほうに書いてあるからそれで大丈夫でしょうという話ですか。
1:15:42	九州電力の柴田です。その通りでございます。わかりました。
1:15:47	飛べ次に行きますけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:50	添付資料はA型とB型でかなり書き方が違っているというよりもそもそも設備でとった。
1:16:00	各メーカーからの資料をそのまま流用してらっしゃるという理解でいいですか。
1:16:11	宇宙電力の既設の基本的には
1:16:15	A型燃料の設認とB型燃料の設認を引用して作成しておるんですけども。
1:16:21	電力事業者として、どちらも申請しますので、そろえるところは記載をそろえて、なるべく近づけた記載にしております。以上です。
1:16:33	規制庁、田中です。
1:16:36	細かいところまで4
1:16:39	どうこう言うつもりはもう出さないですけど、例えば、
1:16:44	添付資料4の
1:16:49	耐食性の説明の中で、
1:16:52	二酸化ウランペレット閉じるから公費被覆管との反応っていう3寒いちのところ、
1:16:58	説明があるわけですか。
1:17:02	格納容器は、
1:17:04	ペレットと被覆管材3線との反応についての説明はあるんですけど、B型の方にお伝えですが、これは、
1:17:14	A型とB型で何か違うんですか。
1:17:25	B型の飽和蒸気系が
1:17:29	SPringなんてで接触しないからとかそういう形でした。
1:17:36	少々お待ちくださいませ。
1:18:33	九州電力のタケツです。
1:18:36	サブチャンの構造の違いとして、理事者の燃料棒のみ燃料棒確認、プレナムルールを設けたり自社の燃料みAA格で金戸は切削しておりますので、内サイトとなっております者です。
1:18:52	規制庁の川ですわかりました。あと最後ですが、洞道時とところまずい。
1:19:01	3ポツあたりの話ですが、図の3-2っていうのが、
1:19:06	エネット水野入所等の変化っていうことで、グラフが、
1:19:11	プロットしたグラフがありますよね。
1:19:21	文中では3.321の利息のページの照射約縛りの説明のところ引用しているんですけど、
1:19:30	すべてが
1:19:32	横軸が英語がタダと局所燃焼度
1:19:36	そしてペレット密度が。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:41	プロットされた図面が載ってるんですけど。
1:19:44	BWRもずっと単なるペレット燃焼度が横軸になってるんですが、この詰め図面の
1:19:52	それぞれ、
1:19:54	違うというか、A型は局所燃焼度で言い方はペレット燃焼度としている。
1:20:01	理由は何ですか。
1:20:11	決断力何ヶ月です。こちらに関しては、弊社のBされ、緒元は違うんですがするものは同じとなっておりますですね。
1:20:24	規制庁ナカです。ネットA型三菱のデータ、B型は現在のデータを出ないと設備的なかったってということですか。
1:20:37	すいません重ねて言うと説明文自体は別にA型B型関係ないように見えたんで、本来であれば同じデータを使うんじゃないかなと思ったんですけど、A型B型で、
1:20:49	扱うデータを変えないと説明がうまくいかないっていう話なんでしょうか。
1:21:05	九州電力のタケツタケツでオオクボメーカーによって水用する文献等が各メーカーによって異なりますので、パンフレットに申請者従来の設置弁駆動用の造のセンター長、
1:21:20	作成されますので、まずに関して物となるものとなります。以上です。
1:21:30	規制庁だけです。ではあの今後部分については、九州電力としては、A型は三菱の
1:21:37	B型は現地のそばやつをそのまま使ったっていうそれだけという話ですね。
1:21:46	このせずに限らないことですがその通りでございます。以上です。はい、わかりました。
1:21:52	私からこれでいいですよ。
1:21:56	はい。規制庁ニシウチですけれども、指定情報まで御管理費用に関連してよろしいですか。
1:22:03	はい。
1:22:05	はい、ありがとうございます。
1:22:07	じゃあ等、
1:22:09	今日の説明項目以上かと思えますけども、九州電力からの説明事項は以上でよろしいですか、何かありますが、補足等、
1:22:23	よくなるってございます。やっぱりナカさんからいただいた資料2の13番で本文11号との整合性のところに対するベースの層面等の集計に合わせまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:39	結果を別個に品証と関係ない本文 11 号の品質マネジメントシステムの要求事項、例えばマネジメントレビューとかですね、そういったところにつきましてはもともと考えまして、査定をするような形で
1:22:56	修正のほうを行います。以上です。
1:23:03	規制庁の馬場です。補正をされるってということですか。
1:23:10	以上の水圧ええと 7 号 1 年度いただきたいとコメントを合わせまして、修正のほういたします。
1:23:18	はい、わかりました。
1:23:22	規制庁についてですけれども、他に説明事項はよろしいですか、九州電力から、
1:23:33	電力のイケダでございます。こちらはこちらからはございません。
1:23:39	系統全体通して規制庁側から何か火災を確認しておきたい点等あります。
1:23:44	よろしいですか。
1:23:46	はい。ありがとうございます。東京のヒアリングはここまでにしたいと思います。今日いくつかコメント確認点追加でありますので、また資料に反映して、時間ヒアリングで確認を引き続きできればと思います。よろしく申し上げます。
1:24:02	去年がここまでにしたいと思います。ありがとうございます。
1:24:07	ありがとうございましたを

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。